

2017年11月14日
(第4期行動計画変更日)
マックスバリュ九州株式会社

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定について

マックスバリュ九州株式会社は、非正規雇用を含めたあらゆる雇用形態で働く従業員が、仕事と子育てを両立させ、その能力を十分に発揮できるようにするため、一般事業主行動計画を策定しましたのでご案内申し上げます。

【一般事業主行動計画の概要】

1. 計画期間 2015年4月1日～2019年3月31日
2. 取組内容と実施時期

取組1：妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する周知や情報提供及び相談体制の整備を行います

- 2015年4月～ 仕事と育児の両立のための冊子の全店配布と説明
- 2015年4月～ 各研修での人材育成・ダイバーシティ推進部による産前産後休暇・育児休業についての説明を実施
- 2016年4月～ 幹部社員、全店長へのダイバーシティに関する研修の実施
その中で、産前産後休暇・育児休業に関する内容を盛り込み周知

取組2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする
男性社員…計画期間中に1人以上の取得
女性社員…計画期間中に取得率80%以上の取得

- 2015年4月～ 仕事と育児の両立のための冊子の全店配布と説明
- 2015年4月～ 育児休業取得者の産前休暇前・復職前の面談の実施
正社員から実施を開始し、非正規社員まで拡大する
- 2015年9月～ 社内報を通して全従業員へ育児休業について周知
- 2016年4月～ 幹部社員、全店長へのダイバーシティに関する研修を実施し、従業員から産前休暇取得の申し出があった場合の対応についての内容を盛り込む

取組3：所定外労働時間を削減する措置

- 2015年4月～ 所定外労働時間の把握を行い、月度毎に管理
- 2015年4月～ 管理職対象の研修の中で働き方改革の内容を盛り込む
- 2015年4月～ 各事業所における問題点の検討を行い、「安全衛生委員会」を活用し、働き方改革を行う